



平成18年4月1日からせんてい枝・枯葉・雑草の分別収集を開始します

町では資源として、せんてい枝・枯葉・雑草の有効利用、ごみの減量化、野焼き防止を目的として、4月からせんてい枝・枯葉・雑草の分別収集を開始します。

〈大きさは？〉

直径10cm×長さ1m以内

〈どのような形で出すか？〉

枝打ち処理済みのせんてい枝を1人で持ち運びできる大きさにひもなどで束ねて出してください。枯葉・雑草については土をよくはらい、無色又は白の半透明の

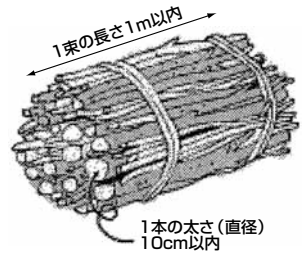
袋に入れて出してください。

〈収集場所は？〉

普段、資源物を出しているごみ置場に出してください。

〈収集日は？〉

毎月第4金曜日（松前校区）
毎月第4水曜日（北伊予・岡田校区）



ごみ減量化ポスターの受賞作品紹介

▶北伊予小学校4年 加藤京子さん



▶岡田小学校5年 郷田千遥さん



（平成17年度ごみゼロ・リサイクル促進ポスターコンクール優秀賞）

検査の内容
検査は管理センターの検査員が現場に出向き、外観検査、水質検査（BODなど）、書類検査について総合的な検査を行い、改善が必要なものにつ

浄化槽の処理機能が正常でない、公共水域の汚染などを引き起こす場合があります。このため、毎年1回、保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを確認するため県知事が指定した検査機関が行う検査を受けなければなりませんとされています。（浄化槽法第11条）

※ 浄化槽の処理性能を判断する指標となります。

BOD（生物化学的酸素要求量）とは
水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量を（mg/l）で表します。放流水の有機物が多いほど、数字が高くなり、きれいになるほど数字は小さくなります。

浄化槽の処理機能が正常でない、公共水域の汚染などを引き起こす場合があります。このため、毎年1回、保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを確認するため県知事が指定した検査機関が行う検査を受けなければなりませんとされています。（浄化槽法第11条）

申込み・問い合わせ

社団法人
愛媛県浄化槽管理センター
検査課
松山市宮西1丁目5番11号
愛媛県宮西ビル1階
☎925-8168

■検査手数料

人	槽	5~10人
検査手数料		5,000円

浄化槽の法定検査（定期検査）を受けましょう

12月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かんびん ペットボトル	プラスチック	紙ごみ	金属類	粗大ごみ	古着・古布類
平成16年	50kg	8kg	3kg	3kg	10kg	2kg	56kg	—
平成17年	47kg	6kg	3kg	3kg	7kg	1kg	1kg	1kg
増減	△3kg	△2kg	0kg	0kg	△3kg	△1kg	△55kg	1kg

（12月末現在 12,227世帯 31,548人）

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

注意

粗大ごみは戸別収集になっています。ごみ置場へは粗大ごみを出すことはできません。出し方については粗大ごみ申込期間カレンダーを参考にしてください。

問い合わせ

役場生活環境課 ☎985-4117